

○内子町うち婚活支援事業補助金交付要綱

平成30年10月 1 日

告示第82号

(趣旨)

第1条 この告示は、内子町うち婚活支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、内子町補助金交付要綱（平成17年内子町告示第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、町内で独身男女が出会う機会を増やすため、積極的な結婚活動を支援する団体等に対して補助することにより、男女の未婚率や晩婚化を改善し、少子化対策に寄与することを目的として交付する。

(補助対象団体等)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、補助対象事業を実施する法人又は団体等（以下「補助対象団体等」という。）とする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とするもの
- (2) 公序良俗に反する活動を行うもの
- (3) その他町長が適当でないと認めるもの

(補助対象事業)

第4条 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、独身男女の出会いと交流の機会を創出する事業又はその他結婚を希望する独身男女の結婚の促進につながると認められる事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 20歳以上の独身男女又はその親を対象とすること。
- (2) 参加者を広く募集し、事業を行う団体の構成員に限定しないこと。
ただし、事業所間交流を目的とする場合は、この限りでない。
- (3) 参加者の総数がおおむね10人以上であること。
- (4) 参加者がおおむね男女同数であること。ただし、20歳以上の独身男女の親を対象とする事業の場合は、子の独身者がおおむね男女同

数であること。

- (5) 参加者から参加費を徴収する場合は、事業の趣旨を踏まえ、適正な額を設定すること。
- (6) 参加者の3分の1以上がイベント開催日現在、町内に住民票を有すること。
- (7) 公序良俗に反する内容又は社会通念上適当でないと認められる内容を含まないこと。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象としない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
 - (2) 営利のみを目的とする事業
 - (3) その他町長が適当でないと認める事業
- (補助対象経費及び補助額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は、別表に定めるとおりとする。

ただし、次に掲げる経費については補助の対象としない。

- (1) 補助対象団体等の経常的な運営維持管理経費
- (2) 補助対象団体等の構成員に対する人件費、謝礼、飲食費、交通費及び宿泊費
- (3) 補助対象事業の実施に直接関係のない経費
- (4) その他町長が適当でないと認める経費

2 前項の規定にかかわらず特に町長が必要と認める場合は、補助対象経費とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助対象団体等は、補助金の交付を受けようとするときは、内子町うち婚活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（事業スケジュール、イベント内容等）
- (2) 収支予算書

(3) トラブル予防・対応の方法を示した書類

(4) その他事業概要が分かるもの

(補助金決定通知)

第7条 町長は、前条に規定する補助金交付申請（以下「補助金交付申請」という。）を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認める場合は、内子町うち婚活支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により前条に規定する申請を行った者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

(補助金交付申請の変更及び取下げ)

第8条 申請者は、前条に規定する内子町うち婚活支援事業補助金交付決定通知書の交付を受けた後、第5条に規定する補助金交付申請書の内容を変更し、又は補助金交付申請を取り下げる場合にあっては、内子町うち婚活支援事業補助金交付（変更・取下げ）申請書（様式第3号）に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(事情変更による決定の変更及び取下げ)

第9条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、決定したときは、申請者に対して内子町うち婚活支援事業補助金交付（変更・取下げ）決定通知書（様式第4号）を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第10条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) 補助対象事業の実施において不正の行為があると認められたとき。

(4) その他法令、条例又はこの告示に基づき町長が行った指示に違反したとき。

2 前項の規定による補助金の交付決定の取消し又は前条に規定する内子町うち婚活支援事業補助金交付（変更・取下げ）決定通知書の交付を受けた申請者は、既に補助金が交付されているときは、補助対象事業の取消し、変更又

は取下げに係る部分に関し、町長の指示に従って補助金を返還しなければならない。

（実績報告）

第11条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに、内子町うち婚活支援事業実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- （1） 収支決算書
- （2） 支出証拠書類
- （3） 実施状況写真
- （4） その他実施事業の概要が分かる書類

（補助金額の確定）

第12条 町長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、内子町うち婚活支援事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金交付の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた申請者は、補助金の請求をしようとするときは、速やかに、内子町うち婚活支援事業補助金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 町長は、前条の規定による請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助額
・ 会場借上料及び会場設備費 ・ 講師等に支払う謝金及び旅費 ・ チラシ等の印刷費 ・ 消耗品費及び備品購入費 ・ 飲食費に係る経費 ・ 参加者が負担するイベント開催に必要な費用 ・ その他町長が必要と認める経費	参加者1人につき3,000円を上限とする。ただし、宿泊を伴うイベントの場合は、宿泊者1人につき6,000円を上限に加算することができる。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

内 子 町 長 様

申 請 者 住 所

団体名

代表者名

⑨

年度内子町うち婚活支援事業補助金交付申請書

年度において下記事業に対し補助金の交付を受けたいので、内子町うち婚活支援事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業名

2 実施日時

3 事業実施場所

4 補助金交付申請額 金 円

[添付書類]

- ①事業計画書（事業スケジュール、イベント内容等）
- ②収支予算書
- ③トラブル予防・対応の方法を示した書類
- ④その他事業概要が分かるもの

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

（団体名）

（代表者氏名） 様

内子町長

印

年度内子町うち婚活支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった内子町うち婚活支援事業について、
下記のとおり補助金を交付することに決定したので、内子町うち婚活支援事
業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 補助条件 内子町補助金交付要綱及び内子町うち婚活支援事業補助金
交付要綱に従うこと。
- 4 その他

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

内 子 町 長 様

申 請 者 住 所
団体名
代表者名

㊞

年度内子町うち婚支援事業補助金交付（変更・取下げ）申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった内子町うち
婚支援事業補助金による事業について、下記のとおり補助事業の（変更・取
下げ）を行いたいので、内子町うち婚活支援事業補助金交付要綱第7条の規
定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業名

2 変更後の補助金交付申請額 金 円

3 （変更・取下げ）の理由

[添付書類]

- ①事業計画書（事業スケジュール、イベント内容等）
- ②収支予算書
- ③トラブル予防・対応の方法を示した書類
- ④その他変更又は取下げの理由の根拠書類

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

（団体名）

（代表者氏名） 様

内子町長



年度内子町うち婚活支援事業補助金交付（変更・取下げ）決定通知書

年 月 日付けで（変更・取下げ）申請のあった内子町うち婚活支援事業について、下記のとおり（変更・取下げ）の決定をしたので、内子町うち婚活支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 変更後の補助金交付決定額 金 円
- 3 補助条件 内子町補助金交付要綱及び内子町うち婚活支援事業補助金交付要綱に従うこと。
- 4 その他

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

内 子 町 長 様

報 告 者 住 所

団体名

代表者名

㊟

年度内子町うち婚活支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった内子町うち婚活支援事業につきまして、当該事業が完了したため関係書類を添えて事業実績を報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 事業実施場所
- 3 その他

[添付書類]

- ①収支決算書
- ②支出証拠書類
- ③実施状況写真
- ④その他実施事業の概要が分かる書類

様式第 6 号（第12条関係）

第 号
年 月 日

（団体名）

（代表者氏名）

様

内子町長

印

年度内子町うち婚活支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付を決定した内子町うち婚活支援事業について、下記のとおり交付額の決定をしたので、内子町うち婚活支援事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 補助事業名

2 補助金交付確定額 金 _____ 円

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

内 子 町 長 様

報 告 者 住 所

団体名

代表者名

㊞

年度内子町うち婚活支援事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった内子町うち婚活支援事業につきまして、当該事業が完了したため関係書類を添えて、内子町うち婚活支援事業補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり請求いたします。

記

補助金請求額 金 _____ 円

ただし、 年度内子町うち婚活支援事業補助金として、請求します。

※振込先

- (1) 金融機関名
- (2) 口座種類
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義人